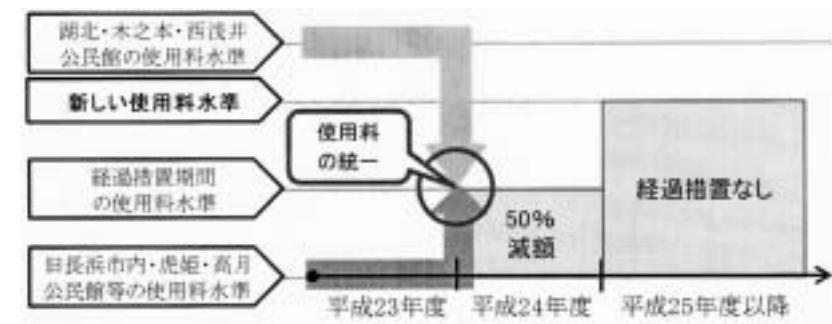


TOPICS

図2 公民館における経過措置の状況



今回の見直しにより、無料から有料となる施設もあるため、平成24年度の一年間は使用料の50%減額を行うこととしました。また、現在有料の公民館で、料金水準が下がる場合についても、一年間は使用料を50%減額しました（図2）。

経過措置について

市では、公共施設が市民に利用しやすくなるようにサービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な施設運営に努めていきます。一部の利用者の方には負担が増えるかもしれませんが、未来にツケを残さないためにも、施設にかかる経費の一部を負担していただくことについて、ご理解をお願いします。

新しい使用料は、市ホームページに掲載しています。使用料の見直しの具体的な内容については、各施設に直接お問合せください。

使用料の見直しにあたって

使用料については、各種団体の活動を支援・促進する観点から、料金の減額や免除を行ってきました。しかし、同種・類似施設間における利用者の公平性を保つためには、統一的な基準が必要です。

そこで、減免基準を見直すとともに、一部の施設については、これまでの減免に代えて、使用料を複数設定し、対象を明確にしました（表2）。

表2 使用料の複数設定の例

区分	単位	使用料
使用料（基本）	1時間	200円
市内の小中幼保が子どもたちを対象に使用する場合	1時間	100円 1/2倍
市外の人が使用する場合	1時間	400円 2倍
入場料等を徴収する場合		400円 2倍
市が主催する事業の場合		100円 1/2倍

※減免基準や複数設定は施設ごとに異なります。（例：公民館では複数設定はしていません。）詳しくは各施設に直接お問合せください。

主な公共施設使用料の改定料金（一部）

公民館使用料の改定（一部）

現行				改定後			
施設	区分	単位	使用料	施設	区分	単位	使用料
神前公民館	ホール	1時間	無料	神前公民館	ホール	1時間	200円
	学習室		無料		学習室		100円
	会議室		無料		会議室		100円
	和室		無料		和室		100円
	調理室		無料		調理室		300円
西浅井公民館	小ホール	1時間	700円	西浅井公民館	小ホール	1時間	200円
	視聴覚室		700円		視聴覚室		200円
	研修室A・B		各300円		研修室A・B		各200円
	会議室1		300円		会議室1		100円
	会議室2		400円		会議室2		100円
山田公民館	多目的集会室	1時間	500円	山田公民館	多目的集会室	1時間	400円
	調理実習室		400円		調理実習室		300円

山田公民館使用料の改定

現行				改定後			
施設	区分	単位	使用料	施設	区分	単位	使用料
本庄	広場	1時間	無料	本庄	広場	1時間	200円
			600円				400円
			無料				200円
東上	広場	1時間	600円	東上	広場	1時間	400円
			600円				400円
板	夜間照明設備		1,500円	板	夜間照明設備		1,500円

※使用料は、1時間あたりの1部屋（広場）の金額であり、1人あたりの金額ではありません。

使用料の新旧の適用については、条例に定める各施設の使用料支払い基準が、①使用許可日または前納の場合は使用許可日より、②使用の際または条例に定めのない場合は使用日より判断します。



長浜市民交流センター使用料の改定

現行				改定後			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
会議室	1時間	400円		会議室	1時間	200円	
集会室A・B		各600円		集会室A・B		各200円	
創作室		600円		創作室		200円	
教養音楽室A・B		各200円		教養音楽室A・B		無料	
グートボール場		無料		グートボール場		200円	
研修室		400円		研修室		200円	
相談室		無料		相談室		100円	
和室A・B		各200円		和室A・B		各100円	
茶室		200円		茶室		100円	
料理実習室		600円		料理実習室		300円	
講習室		600円		講習室		200円	
軽運動室		800円		軽運動室		400円	
ふれあいホール		1,400円		ふれあいホール		700円	

シリーズ

第8回

『子どもたちと新しい長浜市の未来のために』

ー公平でわかりやすい施設料金となるよう
使用料と減免基準を見直しましたー

表1 同種・類似施設間の使用料の取扱状況

施設名		使用料の取り扱い
公民館	旧長浜市	無料
	旧虎姫町	概ね無料
	旧高月町	
	旧湖北町	有料
	旧木之本町	
市民交流センター	旧西浅井町	有料
	旧木之本町	
	旧西浅井町	無料
養蚕の館	虎姫時遊館	
	虎姫時遊館	無料

市の共通ルールとして、施設の維持管理・運営に係る経費のうち光熱水費や警備委託などの経常的な管理運営費の一定割合を利用者に負担していただくことを基本として、使用料を設定しました（図1）。

使用料の見直しの考え方

公共施設は、行政サービスの提供や市民・地域の活動の場として重要な役割を担っています。

これらの施設の維持管理には相応の経費が必要ですが、その経費をすべて税金で賄うとすれば、施設を利用する人と利用しない人との間に不公平が生じるため、その経費の一部を施設の利用者から使用料としていただいています。

施設の使用料については、合併時に統一することを基本としていますが、一部の施設については統一できておらず、同じような目的で施設を使う場合でも、使用料等の取扱が様々で、結果として、利用者間に不公平が生じている場合があります（表1）。

このため、合併時に使用料が統一できていない施設については、3年以内に見直すとした合併協定に基づき、公平でわかりやすい施設料金となるように使用料と減免基準を見直しました。

図1 施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図

施設に係る全体経費（トータルコスト）			
施設管理運営費（ランニングコスト）		施設整備費（イニシャルコスト）	
経常的 管理運営費	修繕費等	利用者の負担（利用者負担）	
利用者負担*	税負担		

*利用者負担の割合は、施設の性格等で分類して設定しています。また、稼働率は考慮していないため、利用者が負担するのは、実際に利用した時間だけの負担となります。

主な見直しの内容

- ① 類似施設や同規模施設は、可能な限り同一水準の料金を設定しました。
- ② 1時間単位・100円単位の料金設定を基本としました。
- ③ 利用者の拡大を図るため、一部の施設については、貸切での使用から一般開放への見直しを行いました。